

資料 2 貨物運送事業者の燃料購入費用の一部を支援します

燃料費等の価格高騰の影響を受ける市内の貨物運送事業者の事業継続及び経営安定化を図るため、射水市燃料価格高騰対策貨物運送事業者支援事業を実施します。

1 申請受付

申請期間：令和5年1月16日（月）～ 令和5年2月15日（水）

提出先：下記①、②いずれか

	事業者区分	提出先
①	(一社)富山県トラック協会の会員事業者	(一社)富山県トラック協会
②	上記以外の事業者*	射水市商工企業立地課

◎申請書類は、市ホームページ、市庁舎窓口、富山県トラック協会窓口等で入手できます。

*②の方は、QRコードから電子申請による提出も可能です。



2 交付対象者

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 申請日時時点で一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業を営み、射水市内に本社、主たる事業所又は営業所がある法人又は個人で、事業を継続していること
- (2) 中小企業基本法に基づく中小企業者又は小規模事業者であること
- (3) 自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が市内である車を有する者
- (4) 市税を滞納していない者

3 助成金額

交付対象車両	助成額
貨物軽自動車以外の車両(緑ナンバー)	1台あたり3万円
貨物軽自動車(黒ナンバー)	1台あたり2万円

※ 1事業者につき上限100万円(1回限りの交付)

※ 被けん引車、大型特殊自動車(ブルドーザー等)、小型特殊自動車(フォークリフト等)、原動機付自転車(ミニバイク、バイク)は対象外

※ 車検切れの車両は対象外

4 提出書類

- (1) 交付申請書兼誓約書兼請求書
- (2) 交付対象車両一覧
- (3) 交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し
- (4) 市税完納証明書
- (5) 申請者名義の口座の通帳の写し